

社団法人日本芸能実演家団体協議会
商業用レコードを貸与する場合の報酬又は使用料に関する規程

平成20年1月1日施行

第1条 (目的)

この規程は、社団法人日本芸能実演家団体協議会が管理する商業用レコード(以下「レコード」という。)を公衆に貸与する場合のレコード実演の報酬又は使用料を定めることを目的とする。

第2条 (減額措置)

本規程に定める報酬又は使用料は、貸与の態様に照らし特に必要であると認められる場合に限り、契約の促進又は管理の効率化を図るため、別に定める基準に基づき、減額することができる。

第3条 (報酬又は使用料)

レコード実演の報酬又は使用料は、貸与を業とする営業店舗1につき、許諾に係る月額使用料及び貸与に係る月額報酬又は使用料(以下、双方を総称して「月額固定料金」という。)と貸レコード事業者がレコード会社、レコード卸事業者または貸レコード卸代行店から貸与に供するレコードを仕入れる際に、仕入れたレコードの枚数1に定める報酬又は使用料(以下、「サーチャージ料金」という。)の合計金額に消費税相当額を加算した額とする。

(1) 月額固定料金 店舗1を単位として月間 58,170 円

(2) サーチャージ料金

レコード販売価格	サーチャージ料金(邦盤)	サーチャージ料金(洋盤)
¥1,000以下	¥60	¥49
¥1,001～1,999	¥124	¥101
¥2,000～3,999	¥248	¥202
¥4,000～5,999	¥372	¥302
¥6,000～7,999	¥496	¥403
¥8,000～9,999	¥620	¥504
¥10,000～11,999	¥745	¥605
¥12,000～13,999	¥869	¥706
¥14,000～15,999	¥993	¥807
¥16,000～17,999	¥1,117	¥907
¥18,000以上 ¥2,000増毎	プラス ¥124	プラス ¥101

(本条の備考)

- ① 邦盤とは、日本国民をレコード製作者とするレコードをいう。
- ② 洋盤とは、「実演家等保護条約」、「実演・レコード条約」、「世界貿易機関の加盟国」の国民をレコード製作者とするレコード、および許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約によりわが国が保護の義務を負うレコードをいう。

附 則

(実施の日)

- 1. 本規程は、平成20年1月1日から実施するものとする。

以上